

第1. 設問 1ウ.

1. CはAに対する請求は所有権に基づく返還請求権と
 2A. 甲土地明渡請求権と構成される。かかる請求が認めら
 れるためには要件は、①自己所有、②相手方占有の事実である。
 要件には、AB間の契約①、BC間の契約②により、甲土地
 の所有権を取得し、更に、かかる甲土地はAが占有している
 ことから、
~~請求~~ 請求の1.の要件は41条2項主張可。

2. これに対し、Aは、契約①はBが~~Aの~~許す売買契約者として
 造した。未知なるものであるとして、Cの請求を拒むものと考え
 した。

AB間
 確かに、契約①が締結された事実はない。そのため契約①は
 未知なると思える。

しかし、契約①は、売買契約者が存在する。そのため、かかる
 虚偽の外観を信頼し、第三者を保護する必要がある。

ウ. 事件A・Bは前述の事実はない。そのため、14条2項を
 直接適用できない。

もっとも、前述はない場合でも、虚偽の外観を信頼し、第三
 者を保護する2Aの情状外観法理は適用される。14条2
 項を類推適用する。是れ契約①は、虚偽の外観、③第三
 者の信頼、④本人の無責任性が認められる場合、14条2
 項を類推適用し、本人は、第三者に対抗できないと解可。

了. 事件2は、Bの偽造により、売買契約者が存在する。売買契
 約者の存在は、契約者に記された内容の契約があったものと

注釈の一覧 :CamScanner 2024-02-09 17.27

ページ:1

番号: 1	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/11 18:39:09
契約①に関しては、無効かどうかを論ずる以前に、契約①にかかるA3間の意思表示がありませんので、不成立です。			
番号: 2	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/13 1:09:39
虚偽の外観は、売買契約書ではなく、所有権移転登記です。			
番号: 3	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/13 0:34:39
減点までされるかはわかりませんが、お作法として、法令名を省略するなら冒頭で断りを入れておきましょう。			
番号: 4	作成者: s-matsuura-mobile	タイトル: ノート注釈	日付: 2024/02/11 15:25:09
通誤が無いから類推適用が問題となるのではなく、契約①にかかるA3間の意思表示が無いため、類推適用が問題となります。			

の外觀を作出している。そのため、虚偽の外觀が存在する
(①充足)。

1. 確かに、本件 A は、B に対し、所有権移転登記に必要書類等を交付している。

しかし、A は、単に書類等を交付したに過ぎず、自ら虚偽の外觀を作出して錯誤を招き、真意は認められない。(②不充足)。

3. よって、本件では、4条2項の類推適用はできない。そのため、契約④は無効であり、甲の所有権は B に移転してならず、甲に C にも移転していない。そのため、~~甲~~ A は C の請求を拒否し得る。

第2. 設問1. (2)

1. 請求1

(1). 本件 C は、甲に登記所有権が、B は、所有権の善意者であり、所有権の善意者から取得する、信義則(条2項)上、所有権の取得を対抗できない。よって、請求1を認めない。
考えられる。

(2). 所有権の善意者とは、自由競争の範囲を逸脱し、信義則上、自己の所有権の主張が禁止される場合を指す。そのため、単に、二重譲渡による善意であるだけでなく、信義則上対抗が禁止されることと認められる善意性も要する。

本件 B は、甲に譲渡した後に、甲の契約④を阻止し、甲に所有権を主張する範囲を有する。これは、自己競争の範囲を

-
- 番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 15:26:05
Cが依頼した虚偽の外観は、売買契約書でしょうか？
-
- 番号: 2 作成者: s-matsuura タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/13 11:03:39
Aが自ら虚偽の外観を作出していないことは明らかであり、争点ではありません。本問で問題となるのは、それと同視する程の重大な虚偽性があるかどうか、ですから、これだけでは虚偽性の検討としては不十分です。
-
- 番号: 3 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 16:52:12
訴訟物をまずは明らかにしてください。
-

逸脱し、背信性が認められるといえる。よって、本件Bは背信的義務者に与える。

(3) 本件、背信性の判断には、主観が重要要素となる。このため、背信的義務者からの転付者自身が背信的義務者に与えない限り、自己の所有権の取得と訂決して与える。

本件Cは、確かに、契約③の存在により2失効である。

しかし、C自身はBを害する意思を有しなく、また、BがCを害する意思がなかったことも知らなかった。このため、Cは背信性は認められない。

(4) よって、Bの請求は認められない。

2. 請求2

(1) Bは、詐害行為取消権(915条)を行使し、Cに対し、Aの請求を2倍の金額で支払う。詐害行為取消権が認められるのは、① 詐害行為、② 詐害意思、③ 受益者の善意、④ 転付者の善意である。

(2) A、B、Cは、詐害行為取消権は、金銭債権であることが要する。

本件BがAの移転登記請求権は、Cが、甲土地を取得し登記を具備して、履行不能に基づく損害賠償請求権(915条1項)に転化している。このため、BがAの請求を2倍の金額で支払う。

よって、詐害行為といえるには、債権者が善意の状態である共同債権者を減少させた行為といえることが要する。

本件C、甲土地はAの所有物である。財産であることは、BがCに甲土地を、買取りし、金銭に交換することは、善意

ページ:3

-
- 番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/13 1:11:59
背信的悪意者に関する判例が、背信的悪意者による主張を遮断しているだけで、背信的悪意者による契約自体が無効となると判示しているわけではないこと、を指摘してください。
-
- 番号: 2 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 16:53:27
ブロックダイアグラムを組んで、ブロックに則って答案を構成してください。
-
- 番号: 3 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/13 1:12:29
424条の5を指摘してください。
また、必要に応じて、条義の文言を引用して、要件を立立してください。
-
- 番号: 4 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 16:54:42
OK
-
- 番号: 5 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/13 1:13:51
共同担保、と借くと担保の意味を理解していないのか、と疑われます。
共同担保、ではなく責任財産です。

カ状態に、共同担保を減少する行為に乏し(②充足)。
 7. 事件Aは、契約④の共同担保を減少するとの認識は有
 して、いかに乏し(③充足)。即ち、事件Aは、共同担保を減少
 するとの認識を有していかに乏し(④充足)。即ち、Cは、契
 約④の締結に乏し、Aが十分な資力を有していかに乏し、
 即ち、Cは、共同担保を減少するとの認識を有していかに
 乏し(⑤充足)。
 13. 以上から、Bの請求の要件を4つ可。中1つ、Cに対し、Aの
 所有権移転登記手続(429条の6第2項)を請求できず。
 第3. 設問2
 1. Fは、Gに対し、契約⑥に基づき、貸付金請求(601条)を
 している。
 2. これに対し、Gは、⑦の反論をなす。賃借人の抗弁要件を
 備え得る場合、その不動産が譲渡されたらば、その不動産の
 賃貸人となる地位は、譲受人に移転する(605条の2第1項)。事件
 Aは、乙建物の引渡しを受けているため、借地借家法31条により
 賃借人の抗弁要件を備えている。そのため、賃貸人の地位は、H
 に移転しており、Fは賃料を支払う必要はないと主張する。
 3. これに対し、Fは、⑧の反論をなす。譲渡担保権の移転定
 義は、605条の2第1項の「譲渡」に於けるに乏しと主張する。
 この点、譲渡担保権の移転は、所有権を移転するもので
 あり、やがて形式を重視するべきである。したがって、事件AはFとH間
 の譲渡に乏し。賃貸人となる地位はHに移転していること

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 16:56:01
財産を費消しやすい形に変える意味での許害性は、424条ではなく、424条の2、の問題です。

番号: 2 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/13 1:15:07
なぜ法形式を重視すべきなのでしょう？

番号: 3 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 18:07:21
なぜ譲渡担保の法形式を重視させるべきなのでしょう。ここを論じないと点数が尽きません。

考へる。よて、Fの①の反論は認められない。

4. さらにして、①の反論は認められないが、605条の2第2項の合意であるため、貸借人としての地位は移転しない。

本件F・H間には、弁済期経過まで、FがZを信用収受するとの合意である。そのため、弁済期である令和5年5月31日までは、貸借人はFであるといえる。よて、Fは、令和5年5月分Fの賃料をGに請求できる。

4. 2回目

1. ③の取組の根拠。

上・M間の契約⑤は、死因贈与(554条)といえる。そのため、遺贈に関する規定を準用する。よて、前の遺言と後の遺言が抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回しにたとえられる(1023条1項)。

本件上は、契約⑤の後、N星に両不動産を遺贈する遺言をしている。よて、両の所有権の帰属には、前と後の遺言が抵触するといえる。そのため、両を死因贈与する旨は、後の遺言にFが撤回したといえることを根拠とできる。

2. Mの反論

これに対し、Mは、本件では1023条1項準用と主張して反論する。死因贈与は契約であるが、遺贈は単独行為である。契約の場合、相互の意思が重要であるため、遺贈に関する規定を準用できないことを根拠とす。

3. 本件Lへの請求は認められべきと考へる。

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 18:09:03

時間が無かったのかかもしれませんが、ちょっと論述が粗雑です。条文の文言に照らして本件が直接適用はできない事案であること、それゆえ類推適用が問題となるため、類推の基礎があるかどうかを検討する必要があること、を理解していることを読み手に分かるように論述してください。

契約の平銀行為には、相対方の意思を尊重する程度に入らなければならない。その点、直轄の法は、一方当事者の意思のみで簡単に撤回できるのではないと看做し、この点、103条1項²準用し、宣言の撤回を認めないことは、「法的安定性」を重んずく(554条)である。

J.7. L133 請求 4/7 認 85/7-1.

17. b

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/13 1:16:04
具体的にどういった差があるのでしょうか。

番号: 2 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 18:31:34
「性質に反しない限り」が問題となることは冒頭で指摘してください。

番号: 3 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2024/02/11 18:40:24
本件に関する具体的な事情（死因贈与はKとMの間の円満な関係が前提として締結されたこと、その後、KとMの円満な関係は崩壊しており、Kとしてはいつでも死因贈与契約を解除できたため、Mの期待を保護すべき要請は小さいこと）を踏まえて論述できるとなお良しです。